

令和 8 年度

守衛業務 務

特記仕様書

令和 8 年 2 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所及び国土交通省国土技術政策総合研究所横須賀庁舎（以下「研究所」という。）における守衛業務を行うものである。

2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所(敷地面積：46,785.78 m²)
国土交通省 国土技術政策総合研究所横須賀庁舎(敷地面積：15,418.23 m²)

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇（12/29～1/3）は休日として設定している。

ただし、研究所の一般公開日（土曜日予定）の1日については、勤務日とする。

4. 業務内容

（1）計画準備

業務の実施に先立ち、警備計画書、業務履行体制等を作成し、監督職員に提出し承諾を得なければならない。

（2）業務内容

具体的な業務内容は以下のとおりとし、内容の詳細は監督職員の指示による。

- ①外来者の受付業務
- ②構内の巡回、警備
- ③新聞等の受理、配布
- ④各建物の鍵の管理
- ⑤研究所本館の施錠等の確認
- ⑥正門及び通用門の施錠等の確認
- ⑦研究所本館の国旗等の掲揚及び整理
- ⑧臨時駐車許可証の管理、交付等
- ⑨その他監督職員の指示した事項

5. 業務を行う者の要件等

（1）業務を行う者は、警備業法上の要件を満たす者とする。

（2）配置する者は、施設警備2級の検定資格を有する者、もしくは警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者とする。

（3）受注者は、配置する者について、予め氏名、経歴書、検定資格証明書等を書面にて監督職員に提出し承諾を得なければならない。なお、配置する者に変更等を生じた場合も同様とする。

（4）配置する者には、受注者の負担で、制服・帽子・名札・手袋を着用させること。

6. 業務時間及び配置人員数等

業務時間は、以下の A 及び B の時間帯とする。

配置人員数は、A 及び B の時間帯において、それぞれ 1 名配置することとする。

A 6：30～15：15（時間 7 時間 45 分） 1名

B 9：15～20：00（時間 9 時間 45 分） 1名

7. 検査

本特記仕様書に基づき、業務が実施されたことについて検査職員が検査を行い、検査合格をもって検収とする。

8. その他

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年度版）の定めによるものとする。
- (2) 本業務の履行に直接要する光熱水料等は、発注者が負担する。
- (3) 支払は、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所及び国土交通省国土技術政策総合研究所の検査合格後、各研究所に請求書を提出すること。
- (4) 受注者は、この業務の実施にあたり研究所または第三者に被害を及ぼした場合にあっては、明らかに研究所の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負わなければならない。
- (5) 業務中に障害等が生じた場合、明らかに研究所の責に帰する場合を除き、受注者が一切の責任を負わなければならない。
- (6) 本特記仕様書に記載なき事項または疑義が生じた場合には、両者協議のうえ、決定するものとする。
- (7) 監督職員の指示に従わず改善が認められない場合は、配置する者の交替を求めることができることとする。